西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇ 告 示	ページ
0	指定管理者の指定【環境局環境未来都市推進室】	3 2 1 4
0	北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示【 子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	3 2 1 5
	◇ 公 告	
0	委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】	3216
	◇ 訓 令	
0	北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務企画局総務 部文書課】	3 2 1 9

北九州市告示第427号

北九州市響灘ビオトープ条例施行規則(平成24年北九州市規則第78号) 第13条の規定に基づき、北九州市響灘ビオトープの指定管理者を指定したの で、次のとおり告示する。

平成26年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に	指定する期間	
名 称	住 所	指定する麹間
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一	平成26年4月1日か
	丁目18番1号	ら平成31年3月31
		日まで

北九州市告示第428号

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年9月26日

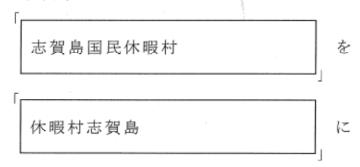
北九州市長 北 橋 健 治

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱(昭和53年北九州市告示第1 28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第6条第1項」を「第6条第6項」に改め、同条第2項中「第6条第1項に規定する配偶者のない女子と同様の事情にある男子で、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に20歳に満たない者を扶養しているもの及びその現に20歳に満たない者」を「第6条第6項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの及びその児童」に改め、同条第3項第1号中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 この要綱において「児童」とは、法第6条第3項に規定する児童をいう。 別表中



改める。

付 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年9月26日から施行する。

北九州市公告第815号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 平成26年度固定資産(土地)現況把握調査補助資料作成 業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成26年10月10日から平成27年2月28日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に登載されている契約の相手方所在地が北九州市内にあること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) この公告の日の前3年間に地方税法(昭和25年法律第226号) 第408条に基づく固定資産(土地)の実地調査に関する補助業務を地方 自治体等の官公庁から受託した実績のあること。
- 3 入札の場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市財政局税務部固定資産税課
- イ 日時 公告の日から平成26年10月8日まで(日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から 午後5時まで
- ウ 入札説明書及び仕様書の交付 アにおいて無償で交付する。
- (2) 入札説明会の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室
 - イ 日時 平成26年10月3日午後1時30分
 - ウ 途中入場は認めない。
- (3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

- ア 場所 第1号アの場所と同じ
- イ 期限 平成26年10月6日午後5時までに必着のこと。
- ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成26年10月 7日にファックス又は電子メールで回答する。
- (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室
 - イ 日時 平成26年10月9日午前10時
- 4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

- (1) 実績資料 第2項第5号に該当する実績を明記し、履行を確認する ことができる書面又は契約書の写しを添付すること。
- (2) 提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間 公告の日から平成26年10月1日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市財政局税務部固定資産税課

- ウ 提出方法 資料は持参するものとする。
- (3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成26年10月2日までに通知する。
- (4) その他

提出された資料は返却しない。

- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611

北九州市訓令第7号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成26年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を 次のように改正する。

別表第3の8の表の地域支援部長の項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「扶助費、措置費等」を「扶助費等」に改める。

付 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表第3の8の表の地域支援部長の項第2号の改正規定(「扶助費、措置費等」を「扶助費等」に改める部分に限る。)は、同年9月26日から施行する。